

平成 16 年 9 月
警察庁生活安全局生活安全企画課
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課

「防犯パトロール車への青色回転灯を認める仕組み(案)」に対する意見の募集の結果
について

警察庁及び国土交通省は、平成16年6月10日から同年7月11日までの間、「防犯パトロール車への青色回転灯を認める仕組み(案)」に対する意見の募集を行いました。

頂いた主な御意見の要旨及びこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 意見の総数

128件(72通)

1通に複数の意見が記載されている場合は、それぞれを1件と計上しました。

(注) 同一内容の意見で両省庁に提出されたものを含んでの意見の数です。

2 防犯パトロール支援策について

御意見の要旨とそれに対する警察庁の考え方

類似のものは内容ごとにまとめてあります。

(1) 一定の要件を満たす防犯パトロール車両について、青色回転灯の装備を可能とすることについての賛否関係

(頂いた御意見の要旨)

ア 賛成意見

- ・ 青色回転灯パトロールは街頭犯罪抑止・交通事故防止に有益で、住民に安心感を与え、防犯意識の向上にも寄与する有効な取組みであるので、実施して欲しい。
- ・ 青色回転灯は犯罪抑止効果があり、よいことなので賛成。

イ 反対意見

- ・ 消防のような鐘の音や掛け声でも十分に効果がある。防犯パトロールを行うためには、青色回転灯である必要はない。中途半端は事故につながる。
- ・ 青色回転灯の効果について疑問がある。「警察ではない。」と周囲は判断するので、逆に犯罪者へ安心感を与えるのではないか。

(2) 青色回転灯の装備等の要件関係

(頂いた御意見の要旨)

青色回転灯を自動車に固定することとした場合には専用車を用意しなければならず、その負担が大きいので、着脱式の青色回転灯を認めるべき。

(頂いた御意見に対する警察庁の考え方)

今回、「着脱式」を認めて欲しいとの意見・要望が多数寄せられたところであり
ますが、検討を重ねた結果、防犯団体の行う自主防犯パトロールが配達・通勤など
他の業務と兼ねて行うものではなく、継続的な実施が見込まれること、予想される
事案への適切な対応が可能であること、警察の発行する標章を車両に掲示して行う
ものであることなどの要件の下で、「着脱式」の回転灯についても認めることとし
ました。

3 認定申請及び認定について

御意見の要旨とそれに対する国土交通省の考え方

(頂いた御意見の要旨)

青色回転灯の装着について、警察署、地方運輸局両方に申請を行うこととされて
いるが、申請者の負担が大きいことから、警察署の許可をもって、青色回転灯の備
え付けを認めて欲しい。

(頂いた御意見に対する国土交通省の考え方)

一般車両への回転灯の装着を可能とするための基準緩和の認定は、法令において
地方運輸局長が行うこととされているため、この手続きを警察署の許可(証明書)
によって省略することはできませんが、申請手続きを可能な限り分かりやすくする
ことにより、負担が軽減されるよう配慮します。